

一関市長定例記者会見

日時：令和4年3月22日（火）

午前11時から12時まで

場所：本庁3階 特別会議室

○市長発表事項

- 1 一関市スポーツ栄誉賞の創設ならびに岩淵麗楽選手への贈呈について

- 2 各種計画の策定について
 - ① 第2次一関市協働基本計画
 - ② 第4次一関市食育推進計画
 - ③ 一関市観光振興計画
 - ④ 一関市工業振興計画

※ 各種計画は順次、市のホームページに全文を掲載します。

○その他



一関市スポーツ栄誉賞の創設ならびに岩渕麗楽選手への贈呈について

市は、新たに一関市スポーツ栄誉賞を下記のとおり創設します。

また、同賞について、北京 2022 オリンピック冬季競技大会スノーボード競技2種目で入賞を果たした、当市東山町出身の岩渕麗楽選手(20歳、法政大学、バートン所属)を表彰します。

記

1 一関市スポーツ栄誉賞の創設

(1) 目的

スポーツの分野において国際大会等で特に優秀な成績を収め、市民に感動と希望を与えたものを表彰し、その栄誉をたたえるため、一関市スポーツ栄誉賞を創設します。

(2) 表彰の対象等

市民又は市にゆかりの深い個人若しくは団体で、スポーツの分野において、国際大会で際立った活躍をし、又は国内大会で特に優秀な成績を収め、市民に感動と希望を与え、スポーツに対する市民の関心を深めたと認められるものについて、市長が選定します。

2 受賞者

岩渕 麗楽 (いわぶち れいら) 氏 (20歳) <法政大学、バートン所属、東山町出身>

3 表彰理由

本年2月に開催された北京 2022 オリンピック冬季競技大会スノーボード競技において、女子スロープスタイルで5位入賞、ビッグエアで平昌オリンピックに続き2大会連続で4位入賞を果たし、また、最高難度の技に果敢に挑戦するなど、市民に大きな感動と希望を与えた功績は顕著であり、その栄誉をたたえるため表彰するものです。

4 表彰式

未定です。決まり次第あらためてお知らせします。

5 主な大会成績等（平昌オリンピック以降）

平昌 2018 オリンピック冬季競技大会 ビッグエア 4位入賞（日本人最高位）
2018 ワールドカップ（ニュージーランド） ビッグエア 優勝
2018 ワールドカップ（イタリア） ビッグエア 優勝
2018-2019 シーズン FIS ワールドカップビッグエア競技年間ランキング 1位
2019 ワールドカップ（イタリア） ビッグエア 優勝
2019 ワールドカップ（アメリカ） ビッグエア 優勝
2019-2020 シーズン FIS ワールドカップビッグエア競技年間ランキング 1位
2021 ワールドカップ（スイス） スロープスタイル最終戦 優勝
2021 ワールドカップ（アメリカ） ビッグエア 優勝
北京 2022 オリンピック冬季競技大会 スロープスタイル 5位入賞（日本人最高位）
北京 2022 オリンピック冬季競技大会 ビッグエア 4位入賞

6 その他

岩淵麗楽氏は、平成 30 年 4 月 9 日に一関市市民栄誉賞を受賞しています。

問い合わせ先 一関市役所
〒021-8503 岩手県一関市竹山町 7 番 5 号
一関地区合同庁舎
まちづくり推進部スポーツ振興課 課長 伊東 吉光
電話：(0191)26-0860（ダイヤルイン）
FAX：(0191)21-5770

第2次一関市協働基本計画の策定について

平成22年度に策定した一関市協働推進アクションプランのこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応し、協働のまちづくりをより一層推進するため、協働の取組の方針や目指す姿を示すものとして、一関市協働基本計画を策定しました。

1 計画の期間 令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間

2 計画の策定日 令和4年3月17日

3 計画の特徴

- (1) 一関市総合計画基本計画で定める「市民と行政との協働のまちづくりの推進」の実行計画と位置づけており、協働についての考え方などを示しています。
- (2) 市民一人ひとりが個性や能力を生かしながら、自らが主体となって、市民組織、企業、行政と連携して活力と魅力あるまちづくりを進めるための、基本的な方向と取組の仕方を示すものとしています。

4 計画策定の経緯

- (1) 平成22年度に策定した一関市協働推進アクションプランは、計画策定から10年を経過したため、内容の見直しを行ったものです。
- (2) 一関市協働推進アクションプランの名称を「一関市協働基本計画」に変更し、一関市地域協働推進計画との位置づけを明確に示すことにしました。
- (3) 計画の策定にあたっては、市の協働推進について意見交換などを行う一関協働推進会議でご意見を伺い、計画に反映しました。

5 その他

詳しくは、別添「第2次一関市協働基本計画の概要」を参照してください。

問い合わせ先 一関市役所

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

まちづくり推進部まちづくり推進課 課長補佐兼まちづくり企画係長 小山敏典

電話：(0191)21-8671 (ダイヤル) FAX：(0191)21-2164

メールアドレス：machi@city.ichinoseki.iwate.jp

第2次一関市協働基本計画の概要

令和4年3月策定 計画期間：令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）

1 策定の目的

市民一人ひとりが個性や能力を生かしながら、自らが主体となって、連携して活力と魅力あるまちづくりを進めるための、基本的な方向と取組の仕方を示すために策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、一関市総合計画を上位計画とし、総合計画基本計画で定める「市民と行政との協働のまちづくりの推進」の実行計画とするものであり、「協働のための仕組みづくり」を推進するための計画である、第2次一関市地域協働推進計画の取組の方針や目指す姿を示す計画と位置付けるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 基本計画策定にあたって

一関市は、協働のまちづくりの推進を施策に掲げ、平成22年12月に「一関市協働推進アクションプラン」を策定し、協働のための「人づくり」「環境づくり」「仕組みづくり」に取り組み始めました。

協働の定義を「継続的な話し合いと合意形成」とし、これまで市民と行政が対等に話し合い、課題や解決方法に向き合う基礎を構築してきました。こうしたことにより、一関市総合計画をはじめとする各種計画の策定過程における市民参加型のワークショップの開催など、市民参画の推進を図ってきたところです。

また、市民主体の地域づくり活動の促進と、市民と行政の協働によるまちづくりを推進する分野別計画として「一関市地域協働推進計画」を策定し、各分野においての取組を行ってきました。

- ・ 一関市地域協働推進計画（計画期間 平成26年度から平成30年度）
- ・ 第2次一関市地域協働推進計画（計画期間 平成31年度から令和5年度）

この一関市地域協働推進計画に基づく、協働のための仕組みづくりを具現化する取組により、地域協働体の設立や市民センターを拠点とした地域づくりなどが展開されています。

一方で、時間の経過とともに、目的意識の変化や人口減少と少子高齢化の進行など、社会情勢が大きく変動しており、地域が抱える課題や市民ニーズも高度化、多様化しています。様々な市民ニーズに対応していくためには、多様な担い手がそれぞれの特性を活かしながら、市民と行政が協力し課題解決に取り組むことがますます必要になっています。

そのため、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応した協働のまちづくりをより一層推進するため、一関市協働推進アクションプランの見直しを行いました。

見直しにおいては、一関市協働推進アクションプランに掲げている「目指すまちの姿」「協働の考え方」「協働の取組の基本方針」を引き継ぐとともに、一関市総合計画との整合性を図ることから、新たに計画期間を定めて定期的な見直しを行うこととし、さらには、計画の名称を「一関市協働基本計画」に改め、第2次の一関市協働基本計画としたところです。

本市では、市民と行政の協働のまちづくりのため、市民が主体となって行う地域づくり活動を支援し、地域協働の推進に取り組んできました。引き続き、この協働の仕組みの実践により、地域協働を進め、総合計画に示されている将来像の実現を目指します。

5 本計画の目指す姿

『協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る』

本計画は、すべての人が地域を支え、創る一員として行動することにより「協働の仕組みが実践される住み良い地域社会」を目指します。

6 協働の考え方

■ 協働とは

協働とは、「協働の主体である市民組織、企業、行政がお互いの立場を尊重し、公共的、公益的な活動を継続的な話し合いと合意により、協力して行動すること」をいいます。

また、一関市では、協働のスタイルとなる行動基準を次の3つとします。

- (1) 対等の立場で相互の役割と責任を果たすこと。
- (2) 地域課題を解決するため、継続して話し合うこと。
- (3) 地域の良さを尊重し、地域コミュニティを重視したまちづくりを推進すること。

■ 協働の原則

一関市では、協働の原則を次の5つとします。

(1) 自主、自立、対等の原則

自主性を尊重し、自立してそれぞれの持てる力を発揮し合うこと。

また、対等な横の関係にあって、お互いを補完し合い（補完性の原則）、おのおのの独自性や専門性を高めていくこと。

(2) 相互理解、目的共有の原則

お互いの立場や特性を十分に理解し、協働の目的や役割、活動に必要な情報を共有し、お互いの信頼関係を築いていくこと。

(3) 公正、公平、公開の原則

選定や活動に対する評価において、公正、公平な判断を行い、協働の取組が誰からも理解を得られるように、積極的に情報を公開し、説明責任を果たしていくこと。

(4) 評価、検証の原則

行政が負担する予算、事業規模等が、当初計画したとおり完結したかどうかなど、協働して取り組んだ事業の評価、検証を行うこと。

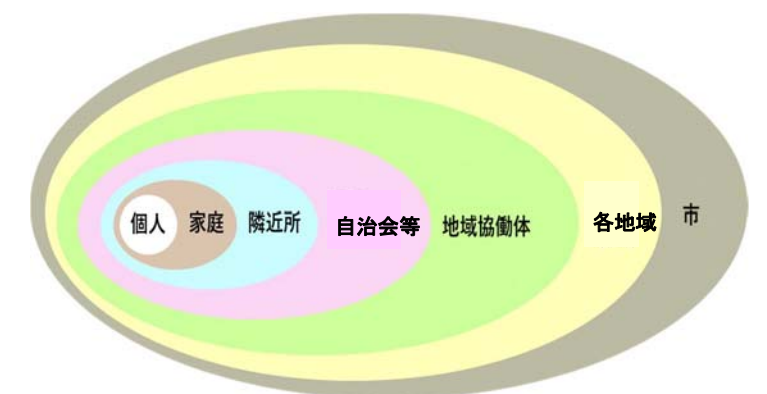
(5) 話し合いの継続の原則

上記の4つの原則を踏まえ、話し合いを継続していくこと。

○ 補完性の原則

これまで公共サービスは専ら行政が担うものとして、その範囲を拡大してきましたが、多様化する住民ニーズに対して、市民、地域、行政等が連携し、お互いが支えあい、補完しながら解決するという「補完性の原則」の考え方を基本に進めていきます。

協働のまちづくりにおける補完性の原則のイメージ図



■ 協働による効果

協働で取り組むことにより得られる効果は、次のようなものが考えられます。

(1) 個人

- ① 市民ニーズに合った、きめ細やかで多様な公共サービスの提供を受けることができます。
- ② 自治会活動、市民活動などに参画する機会が増え、自己啓発や自己実現につながります。
- ③ 自治の基本ともいえる自己決定、自己責任を基調とする、市民が主体となったまちづくりが推進されます。

(2) 自治会等

- ① 役員の担い手育成や、組織における負担軽減などが図られることで、持続可能な地域づくりにつながります。
- ② 話し合いへの参加の機会が広がり、より多くの市民による活動が可能となります。
- ③ 組織のレベルアップを図ることも可能になります。

(3) 市民活動団体

- ① 専門分野の課題を把握することができ、専門性を活かした取組につながります。
- ② 行政との相互理解が図られ、改善提案ができます。
- ③ 企業、団体との連携により、より専門的な事業や研究が可能となります。

(4) 企業

- ① 地域の一員として、社会的信頼が高まります。
- ② 専門性を活かした人的、技術的な社会貢献が可能となります。
- ③ 市民活動団体との連携により、活動の幅が広がり、課題の把握が可能となります。

(5) 行政

- ① 市民ニーズの把握と施策決定の透明性が確保されます。
- ② 市民と共通した認識で施策を実行することができます。
- ③ 事務事業の見直しにより、新たな市民ニーズへの対応が可能となります。

7 協働の取組の基本方針

地域を取り巻く現状や、これまでの取組成果と課題を踏まえ、次の3つを施策の基本方針に掲げ、各種事業に取り組めます。

基本方針1 協働のための人づくり

(1) 市民意識の啓発

- ① 地域の課題や将来像をお互いに共有し、役割を分担して取り組む、協働のまちづくりに関する総合的な情報提供を行います。
- ② 「自らがまちづくりの担い手である」という意識を高め、市民一人ひとりのまちづくりへの自発的な関わりを促進します。

(2) 地域の人材育成

- ① 市民組織の中心的な役割を担う人材を、あらゆる機会を活用し育成します。
- ② 市民の誰もが学習できるような機会を確保、提供し、幅広い年代の参画につなげます。

(3) 市職員の意識高揚

- ① 協働のまちづくりに関する共通理解を図るとともに、課題解決に必要な力を向上させるため、職員研修に取り組めます。
- ② 一市民としてもまちづくり活動に参画します。

基本方針2 協働のための環境づくり

(1) 協働の主体の充実

- ① 協働の主体となる持続可能な組織に向けて、若者など幅広い年代が参画しやすい仕組みづくりを進めます。
- ② 市内の各地域や民間事業者（企業）などの様々な主体との交流や連携を進め、多様な人材が参画するまちづくりを促進します。

(2) 協働を進めるための場づくり

- ① 自治会等の集会施設整備に努めます。
- ② 地域協働体が地域の円卓会議の役割を担い、活発な意見交換ができるよう推進します。

基本方針3 協働のための仕組みづくり

(1) 情報の共有と意見の反映

- ① 行政情報を可能な限りわかりやすく各種媒体を活用して提供に努めるとともに、市民の意見や提言について施策等への反映に努めます。
- ② 市民と行政は、意見交換の機会確保に努め、幅広い年代の市民同士での情報提供、意見交換に努めます。

(2) 行政等の支援

- ① 市民組織が行う公共的、公益的活動について、行政等は人、物、お金の支援を行います。

(3) 中間支援組織による支援

- ① いちのせき市民活動センターなどを中間支援組織として位置付け、行政との役割分担を行い、組織相互の連携促進と市民組織の活動を支援します。

(4) 事業形態の選択活用

- ① 協働による事業形態は、相乗効果が最も見込まれるものを選択して、その機能が十分生かされるよう努めます。

(5) 地域協働の仕組みづくり

- ① 地域協働体を中心とした市民主体の地域協働の仕組みづくりを促進し、地域の活性化を図ります。
- ② 市民センターを地域づくりの拠点として位置付け、地域の活力の創出につなげます。

8 協働の取組の推進

■ 一関市協働推進会議

一関市の協働推進について、全市的な情報共有、意見交換等を行う中核組織として一関市協働推進会議を設置し、協働の推進状況と協働で取り組んだ事業の評価や検証等を行います。

■ 評価と検証

市は、協働で取り組んだ事業について、参加者を対象としたアンケート調査や、意見募集等を行い、第三者視点による評価に努めるとともに、市協働推進会議で客観的な評価、検証を行います。

■ 基本計画の見直し

この基本計画は、社会情勢の変化に対応し、協働のまちづくりをより一層推進するため、市協働推進会議の意見を踏まえて、総合計画基本構想の策定の翌年度に見直します。

第4次一関市食育推進計画の策定について

市民一人ひとりが食の重要性を認識し、健全な食生活を実践し、生涯を通じた心身の健康と豊かな人間性を育むことを目指し、持続可能な食に必要な、環境の環（わ）、人の輪（わ）、和食文化の和（わ）の3つの「わ」を支える食育を推進することを目的に、第4次一関市食育推進計画を策定しました。

1 計画の基本理念

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進や、持続可能な食に必要な3つの「わ」を支える食育を推進し、市民一人ひとりが、家庭や地域とのつながりの中で、生涯にわたり健全な食生活を営むことにより、心身ともにいきいきとした健康な暮らしを実現します。

2 計画の期間 令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間

3 計画の策定日 令和4年3月18日

4 食育推進スローガン 「家族や地域 笑顔でつながる 食育の環（わ）」

5 計画の基本目標

- (1) 望ましい食習慣の形成と定着
- (2) 食を通じたコミュニケーションによる豊かな人間性の形成
- (3) 食の安全と循環や環境への理解の促進
- (4) 食を推進する関係者の連携強化

6 計画策定の経緯

- (1) この計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村計画で、食育の推進に関する基本的な考え方と方向性を定めています。
- (2) 計画の策定にあたっては、健康づくりに関するアンケート等を実施し、市民の食に関する現状等の把握を行ったほか、関係団体などで構成する一関市食育推進協議会でご意見を伺い、計画に反映しました。

7 その他

詳しくは、別添「第4次一関市食育推進計画の概要」を参照してください。

問い合わせ先 一関保健センター内
〒021-0026 岩手県一関市山目字前田13番地1
保健福祉部健康づくり課長補佐兼栄養主任主査 伊東ゆり
電話：(0191)21-2160 FAX：(0191)21-4656
メールアドレス：hokesen@city.ichinoseki.iwate.jp

第4次一関市食育推進計画の概要【期間：令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）まで】

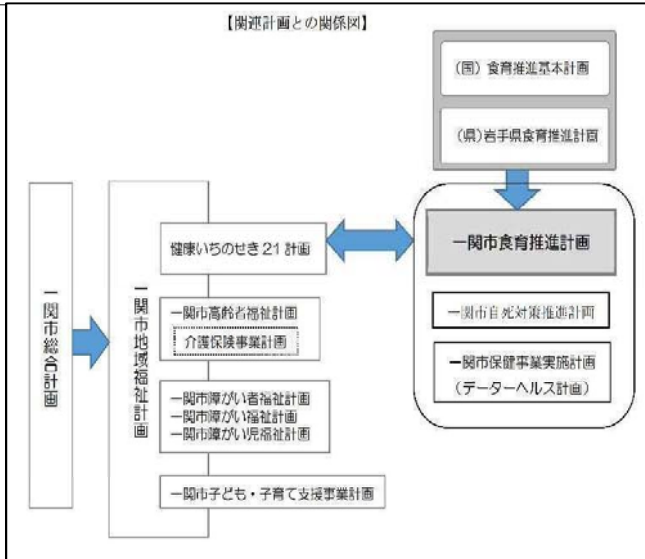
食育推進スローガン 「家族や地域 笑顔でつながる 食育の環（わ）」

1 計画策定の趣旨

- 世帯構造の変化やライフスタイルの多様化により食環境は変化してきており、あらゆる世代の多様な暮らしに対応した健全な食生活の実践が必要です。
- 市民一人ひとりが食の重要性を認識し、健全な食生活を実践し、心身の健康と豊かな人間性を育むことを目指し、環境や食文化を意識した持続可能な「食」に必要な環境の環（わ）、人の輪（わ）、和食文化の和（わ）の3つの「わ」を支える食育を推進するため策定します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、食育基本法に基づき、国や県の計画を基本として、本市における食育の推進に関する基本的な考え方と方向性を定めています。
- 一関市総合計画をはじめ、一関市地域福祉計画、健康いちのせき21計画との整合性を図り、家庭、幼稚園・保育所・こども園、学校、地域、生産者・事業者、食育推進団体及び行政等の食育推進関係者（以下食育推進関係者と言う。）が相互の理解を深め、連携・協働し、食育を推進するための行動指針として位置づけます。



3 SDGs との関係性

SDGs の目標には、「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」などの食育と関係が深い目標があります。

本計画においても健全な食生活の実現や豊かな食文化の継承など SDGs の考え方を踏まえ、多様な主体と連携・協働し、取組の推進を図ります。

4 主な現状と課題

- 他の年代に比べ20代、30代の若い人に朝食を食べる割合や、主食・主菜・副菜をそろえている割合が低い傾向にあり、バランスのとれた食事の重要性について理解してもらう必要があります。
- 薄味にしている市民の割合は3割弱に留まりました。一人ひとりが薄味を心がけ、生活習慣病等のため、食と健康に関心を持ち、望ましい食習慣を実践できるよう、性別に関わらず、妊産婦や乳幼児から高齢者に至るまで生涯を通じた切れ目のない食育を進める必要があります。
- 郷土料理を知っている市民の割合は5割に届きませんでした。自然の恩恵や食に関わる人々への感謝の気持ちを育み、地産地消への理解を深めながら、伝統的な和食文化や郷土料理を次世代へ継承する必要があります。
- 感染症対策を講じ、「新しい生活様式」に対応した食育を推進する必要があります。

5 基本目標等

● 基本理念

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進や、持続可能な食に必要な3つの「わ」を支える食育を推進し、市民一人ひとりが、家庭や地域とのつながりの中で、生涯にわたり健全な食生活を営むことにより、心身ともにいきいきとした健康な暮らしを実現します。

● 計画の基本目標・項目・主な取組

基本目標	項目	主な取組
1 望ましい食習慣の形成と定着	(1) 「早寝・早起き・朝ごはん」に代表される望ましい生活リズムの形成	・乳幼児健康診査等での栄養相談の実施 ・保育施設等、学校での食育の実施
	(2) 主食・主菜・副菜をそろえ栄養バランスのとれた食事の実践	・保育施設等、学校の給食での食指導の実施 ・バランス献立調理講習会の実施
	(3) 健康寿命の延伸につながる食育の推進	・健康講座等で生活習慣病予防や高齢者のフレイル予防について健康教育の実施 ・減塩メニュー等の調理講習会の実施
	(4) 若い世代が食に関心を持ち健全な食生活を送るための支援	・親子や若い世代、男性を対象とした調理講習会の実施
2 食を通じたコミュニケーションによる豊かな人間性の形成	(1) コミュニケーションによる豊かな食育の推進	・食のイベントの開催 ・「食育の日（19日）」、「食育月間（6月）」の普及
	(2) 農業体験等を通じた生産者との交流	・農業祭の開催 ・農業体験教室の実施 ・交流給食会の実施
	(3) 食文化の継承	・保育施設等、学校給食で郷土料理や行事食の提供 ・食のイベントでの郷土食の提供 ・郷土食調理講習会の実施
3 食の安全と循環や環境への理解の促進	(1) 食の安全と循環や環境に関する正しい知識の普及	・保育施設等、学校での食育の実施 ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供 ・食料品の備蓄に関する情報提供 ・家庭の食品ロス削減に関する情報提供
	(2) 地産地消の推進	・学校給食における地場産物の利用 ・農業祭の開催 ・産直等での地場産物のPR
4 食育を推進する関係者の連携強化	(1) 食育推進スローガンの普及と定着	・給食だより等での啓発 ・各種イベントや食育の日、食育月間でののぼり旗の掲示
	(2) 食育推進関係者の交流及び食育活動の推進	・食育推進関係者の情報交換の実施 ・食育推進関係者の連携・協働の取組の充実 ・食に関するボランティア団体への活動支援 ・「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の実施

6 ライフステージに応じた食育の推進

○世代に応じた食育を7つのライフステージに分けて推進します。

乳児期（1歳未満）	望ましい食習慣の基礎づくり	
幼児期（1歳～就学前）		
学童期（6～12歳）	望ましい食習慣の定着	
思春期（13～18歳）	食習慣の確立に向けた実践	
青年期（19～39歳）	健全な食生活の実践	次世代への食の継承
壮年期（40～64歳）	健全な食生活の維持と健康管理	
高齢期（65歳以上）	個々の健康状態に合わせた豊かな食生活の実践	

7 食育推進関係者の役割

○第4次一関市食育推進計画においては、以下に示す食育推進関係者が連携しながら、それぞれの役割を担います。

関係者	役割
家庭	・親子のふれあい、家族での共食を通して、食への感謝の心を育み、食事のマナーや食に関する知識を身につけます。
幼稚園、保育所、こども園、学校及び学校給食センター	・幼稚園、保育所、こども園では、食べ物への興味や関心を持ち、食べる喜びや楽しさを味わう体験を通し、食事のマナー、食材や調理する人への感謝の心を育み、地域の食文化に親しむことができるよう努めます。 ・学校や学校給食センターでは、給食を「生きた教材」として活用し、集団生活を通して社会性、協調性を育てることや、食習慣と健康の関係について正しく理解し、自ら健康を管理する力を育てます。
PTA、地域、食育推進団体	・PTAでは、食育を含めた家庭教育の充実を図ります。 ・地域では、地域の食材や郷土料理に親しみ、住民同士の交流を通じて食文化の伝承や地産地消の推進、体験活動の推進を図ります。 ・食育推進団体である食生活改善推進員は、食生活の改善を通して地域の健康づくりを推進します。 ・子ども食堂等で、地域での様々な共食の場づくりを推進します。
生産者、事業者	・農業に関する体験の機会を積極的に提供し、作り手に感謝し、食べ物を大切にすることを育てます。 ・食べ物に関する正しい知識を発信し、安全・安心な地場産物の利用促進を図ります。
行政	・食育推進関係者の交流と連携強化、食に関するボランティア団体への活動支援、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育に関する情報発信等、食育推進のための環境整備に取り組みます。 ・本市実施の食育に関する各種事業の充実を図ります。

8 計画の推進体制と進行管理

○食育推進関係者が計画の内容を理解し、互いに支えあい一体となって計画の推進を図ります。

○一関市食育推進協議会が、取組状況の把握、定期的な評価、適切な進行管理を行います。

9 評価指標と目標値

○第4次一関市食育推進計画の推進にあたり、以下の評価指標と目標値を設定し、目標の達成を目指します。

基本目標	評価指標	対象	現状値	目標値 (R8)	評価資料
1 望ましい食習慣の形成と定着	朝食を毎日食べている市民の割合	3歳	96.7%	100%	すこやか親子21アンケート
		小学生（4年生）	96.5%	100%	
		中学生（3年生）	91.0%	100%	生活習慣病予防支援システム
		高校生（3年生）	82.4%	100%	
		成人（20歳～）	87.2%	90%	健康づくりアンケート
			20歳代	64.4%	
	主食・主菜・副菜を1日2食以上そろえた食事をする市民の割合	中高生	78.7%	85%	
		成人（20歳～）	58.8%	65%	
			20～30歳代	41.5%	
	塩分を控えている（薄味にしている）市民の割合	成人（20歳～）	25.4%	50%	
2 食を通じたコミュニケーションによる豊かな人間性の形成	郷土料理を知っている市民の割合	中高生	47.2%	60%	
		成人（20歳～）	38.5%	50%	
	家族や友人など会話を楽しみながらゆっくり食事をする市民の割合	中高生	60.0%	70%	
		成人（20歳～）	63.1%	70%	
3 食の安全と循環や環境への理解の促進	産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選んでいる人の割合	中高生	44.9%	55%	
		成人（20歳～）	68.1%	75%	
	食べ残しなど無駄や廃棄の少ない食事づくりを意識している割合	成人（20歳～）	87.5%	95%	
4 食育を推進する関係者の連携強化	食育月間（6月）の取組件数	食育推進関係者、団体	75件	85件	健康づくり課資料
	食育の日（毎月19日）の取組件数		34件	44件	健康づくり課資料
	食育月間以外の取組件数		104件	114件	

一関市観光振興計画の策定について

本市及び周辺の多彩な観光資源を現下の観光動向を踏まえながら的確に発信し、交流人口の増加を図り、本市の観光はもとより地域産業の振興を図ることを目的に、一関市観光振興計画を策定しました。

1 計画の期間 令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間

2 計画の策定日 令和4年3月17日

3 計画の特徴

- (1) 本計画は「一関市総合計画後期基本計画」を上位計画とする観光分野における具体的な計画であり、本市の観光振興を推進するための基本的な指針となるものです。
- (2) 基本方針のひとつに「新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた観光施策」を掲げ、新たな観光資源の開拓と観光需要への対応などに取り組みます。
- (3) 市民、観光関係団体等及び市の役割を明確にし、観光振興計画が着実に推進されるように取り組みます。
- (4) 参考指標として、観光消費額を追加しました。

4 計画策定の経緯

計画の策定にあたっては、関係団体などで構成する「一関市観光審議会」と「一関市観光振興計画策定委員会」などでご意見を伺い、計画に反映しました。

5 その他

詳しくは、別添「一関市観光振興計画（R4～R8）概要版」を参照してください。

問い合わせ先 一関市役所
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
商工労働部次長兼観光物産課長 三浦 洋
電話：(0191)21-8413 (ダイヤルイン) FAX：(0191)31-3037
メールアドレス：kanko@city.ichinoseki.iwate.jp

1 策定の目的

一関市観光振興計画は、本市及び周辺の多彩な観光資源を現下の観光動向を踏まえながら的確に発信し、交流人口の増加を図り、本市の観光はもとより地域産業の振興を図ることを目的に本計画を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、「一関市総合計画後期基本計画」を上位計画とする観光部門計画として位置付けるもの。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）からとし、令和8年度（2026年度）までの5年間とする。

4 策定の方法

一関市観光審議会条例及び一関市観光振興計画策定委員会設置要綱に基づき、観光審議会及び策定委員会で策定する。

○ **観光審議会**：会長 一関市観光協会会長 副会長 一関商工会議所事務局長

・計画に関する事項について、審議を行う。（条例第2条）

・10人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。（条例第3条）

- (1) 知識経験を有する者：一関地区タクシー業協同組合、東日本旅客鉄道株一ノ関駅、世界遺産平泉・一関DMO
- (2) 観光関係団体に属する者：一関温泉郷協議会、いわいの里ガイドの会、千厩町まちづくり団体連合会、一関商工会議所女性会
- (3) 関係行政機関の職員：岩手県南広域振興局経営企画部

○ **策定委員会**：会長 一関市観光協会事務局長 副会長 世界遺産平泉・一関DMO 地域ブランドプロデューサー

・計画の策定に関する事項について協議する。（設置要綱第2）

・15人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。（設置要綱第3）

- (1) 観光関係団体に属する者：いちのせきニューツーリズム協議会、一関商工会議所、一関温泉郷協議会、いわいの里ガイドの会
- (2) 知識経験を有する者：室根総合開発株式会社、東武トップツアーズ株式会社一関支店、東磐交通株式会社、歳サポーターの会、有限会社げいび観光センター、株式会社アーク
- (3) 関係行政機関の職員 岩手県南広域振興局経営企画部、一関市商工労働部（2名）

5 策定経過

	観光審議会	策定委員会
第1回	5月28日（策定方法・スケジュール等の協議）	6月29日（策定方法・スケジュール等の協議）
第2回	12月24日（計画案の検討）	8月11日（評価と課題、計画の方向性の検討）
第3回	2月16日（答申案の検討）	11月30日（計画の素案の検討）
第4回	—	12月14日（計画案の検討）
第5回	—	2月7日（答申案の検討）

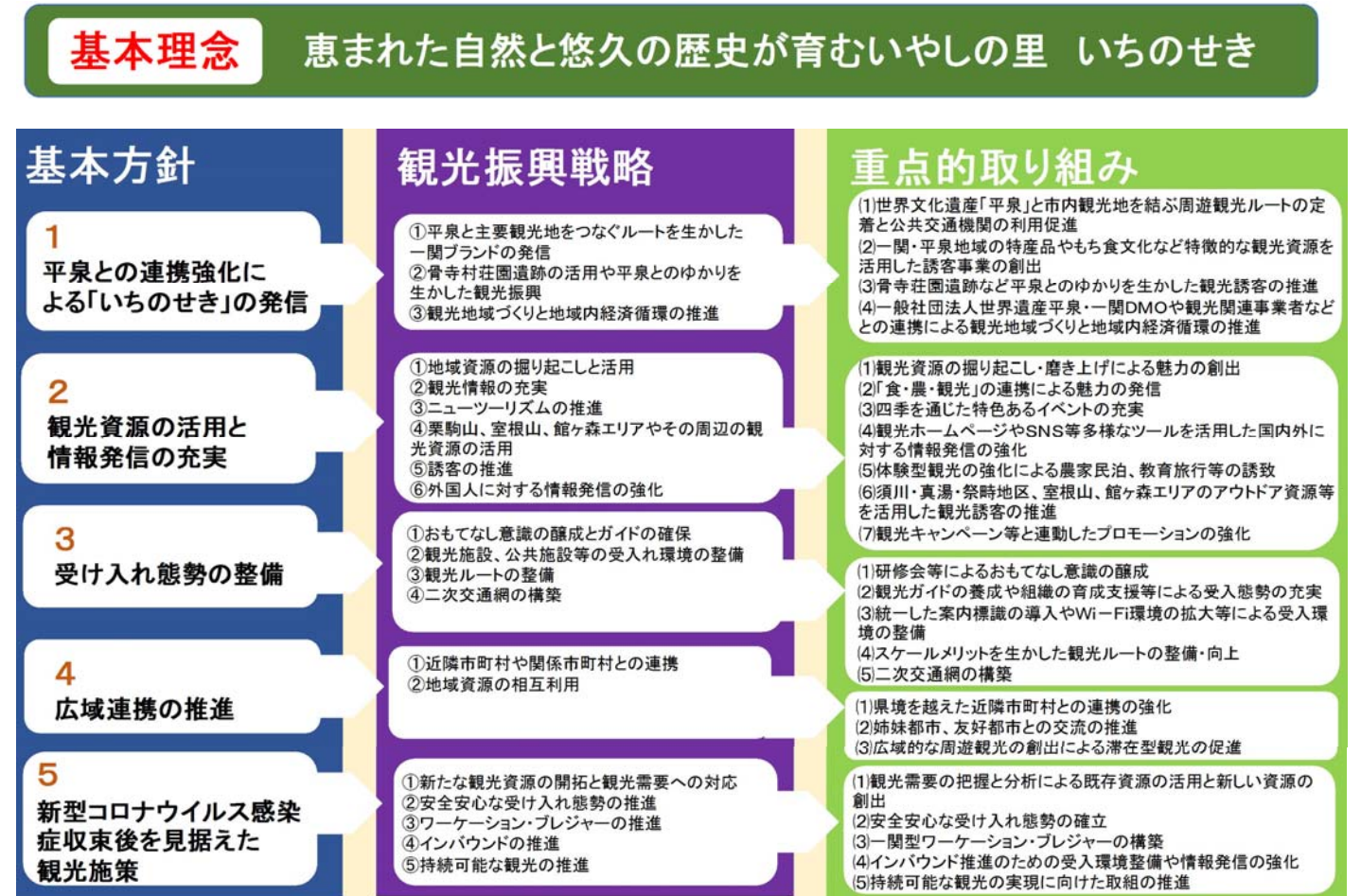
6 観光を取り巻く現状

○ 観光を取り巻く最近の情勢 ○岩手県における観光の動向 ○国および岩手県の観光施策 ○一関市の観光の現状

7 一関市の観光の課題

- 平泉との連携強化による一関ブランドの発信 ○観光資源の活用と情報提供の充実
- 観光に関する受け入れ態勢の整備 ○広域連携の推進 ○インバウンド誘客の推進

8 計画の体系



9 計画の指標（※参考指標）

No.	指標	現状 (R元年度)	目標 (R8年度)	目標設定の考え方
1	年間観光入込客数	約221万人回	約221万人回	新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度を基準とし、令和8年度までに基準年度への回復を目指すものです。
2	外国人観光入込客数	42,700人回	42,700人回	
※	観光消費額	124億円	124億円	観光消費額は、一関市観光入込客数（延人数）を世界遺産平泉・一関DMOのKPI調査結果（1人当たり平均訪問箇所数）で除し、来訪実人数を推計します。 来訪実人数を宿泊と日帰りに区分し、岩手県観光統計観光消費額単価（宿泊・日帰り）をそれぞれ乗じ、統計量として独自に推計したものです。 ○観光消費額 ＝来訪実人数（宿泊・日帰り） ×消費額単価（宿泊・日帰り）

なお、新型コロナウイルス感染症の影響がどの程度続くか不透明なことから、指標については、必要に応じ、修正することも検討する。

10 計画推進体系

市民、観光関係団体等、DMO及び市が共に連携し、観光をめぐる環境の変化に対応した有効な取り組みを行っていくことが必要であり、それぞれが担う役割を明確にし、本計画を着実に推進する。

○市民、観光関係団体等及び市の役割

(市民の役割)

住む場所、観光地の清掃活動、観光ガイド、各種イベントへの参加やSNSなどを活用した情報発信による本市の魅力アップにつながる身近な活動に積極的に取り組むことが期待される。

(観光関係団体等の役割)

観光客のニーズに対応した商品造成やイベントの企画に取り組むとともに、地域内経済循環を高める視点を持って、各種サービスの向上やおもてなし力の向上、情報発信にもこれまで以上に積極的に取り組むことが期待される。

(DMOの役割)

行政や観光関係事業者をはじめとする様々な産業の事業者や地域住民等の多様な関係者を調整し、地域全体での戦略的な観光地域づくりと地域内経済循環の推進を主導していくことが求められる。

(市の役割)

(一社) 一関市観光協会や(一社)世界遺産平泉・一関DMO、地域の観光事業者、観光分野以外の関連事業者等、市民との密接な連携のもと、総合産業としての観光産業の振興策を定めるとともに、地域資源を生かした観光産業の振興に取り組む。

○観光振興に関する施策の評価

国内外の観光を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえながら、市民、観光関係団体等、DMO、市が連携を図りながら推進しますが、年度ごとに「観光審議会」において観光振興に関する施策の評価を行いながら実効性を高めていく。

○観光統計の整備等

観光産業に携わる民間、市、団体などが適切な施策や事業を実施するため、各種観光統計の整備等の実施など、現状をより正確に把握するよう努める。

11 策定のスケジュール

1月19日から31日まで	パブリックコメント
1月19日	産業建設常任委員会
3月3日	市長・副市長説明
3月14日	庁議説明
3月17日	市長決裁(計画決定)
3月22日	記者発表

一関市工業振興計画の策定について

市民の雇用の場を創出し、市民所得の向上と、地域を活性化するため、地域の特性や資源を生かした独創性のある工業振興施策を展開することを目的に、一関市工業振興計画を策定しました。

1 計画の期間 令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間

2 計画の策定日 令和4年2月9日

3 計画の特徴

(1) 本計画は「一関市総合計画後期基本計画」を上位計画とする工業分野における具体的な計画であり、産学官金や関係機関が連携・協働し、本市の工業振興を推進するための基本的な指針となるものです。

(2) 工業にとどまらず社会全体において、企業の生産性の向上や人々の暮らしが便利になるDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組が進められており、今後、全国的にIT技術者などの確保・育成が課題となることから、本計画では、DXを担うデジタル人財の確保・育成を基本方針のひとつに掲げ、生産現場の人材不足解消と若者等の地元定着に取り組めます。

4 計画策定の経緯

計画の策定にあたっては、企業に在職する方や知識経験を有する方等で構成する一関市工業振興計画策定委員会及び同ワーキンググループ会議でご意見を伺い、計画に反映しました。

5 その他

詳しくは、別添「一関市工業振興計画（令和4年度～令和8年度）の概要」を参照してください。

問い合わせ先 一関市役所
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
商工労働部次長兼工業労政課長 小野寺 正寿
電話：(0191)21-8451 FAX：(0191)31-3037
メールアドレス：koro@city.ichinoseki.iwate.jp

1 策定の目的

市民の雇用の場を創出し、市民所得の向上と、地域を活性化するため、本市における工業の目指すべき方向性を明らかにし、地域の特性や資源を生かした独創性のある工業振興施策を展開することを目的に策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、「一関市総合計画後期基本計画」を上位計画とする工業分野における具体的な計画であり、産学官金や関係機関が連携・協働し、本市の工業振興を推進するための基本的な指針となるもの。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）からとし、令和8年度（2026年度）までの5か年計画とする。

4 策定の方法

一関市工業振興計画策定委員会設置要綱に基づき、策定委員会及びワーキンググループで策定する。

○策定委員会：計画の策定に関する事項について、意見又は提言を述べる。（設置要綱第2）

16名で組織（委員長：一関工業高等専門学校校長）

(1) 企業に在職する者（11名）

(2) 知識経験を有する者・関係機関等の職員（5名）

※公益財団法人岩手県南技術研究センター、一関商工会議所、一関工業高等専門学校、一関公共職業安定所、岩手県南広域振興局経営企画部

○ワーキンググループ：計画の策定に関する事項について、検討及び協議を行う。（設置要綱第8）

11名で組織（リーダー：商工労働部長、サブリーダー：工業労政課長）

(1) 企業に在職する者（3名）

(2) 知識経験を有する者・関係機関等の職員（4名）

※公益財団法人岩手県南技術研究センター、一関商工会議所、一関工業高等専門学校、岩手県南広域振興局経営企画部

(3) 市の職員（4名）

○策定経過

	策定委員会（5回開催）	ワーキンググループ会議（6回開催）
第1回	4月27日（策定方法・スケジュール等の協議）	4月27日（策定方法・スケジュール等の協議）
第2回	6月29日（課題の整理、基本理念等の協議）	6月11日（課題の整理、基本理念等の協議）
第3回	8月2日（構成骨子等の協議）	7月16日（工業振興戦略・推進事業等の協議）
第4回	10月27日（計画の素案の検討）	9月2日（指標・計画構成等の検討）
第5回	12月21日（計画案の検討）	10月8日（計画の素案の検討）
第6回	—	12月21日（計画案の検討）

5 工業を取り巻く社会経済の動向

○経済情勢 ○人口減少と少子高齢化の進行 ○Society5.0の推進 ○脱炭素社会の実現

○働き方改革の推進 ○自然災害の頻発 ○SDGsの理念の具体化

6 一関市の工業の課題

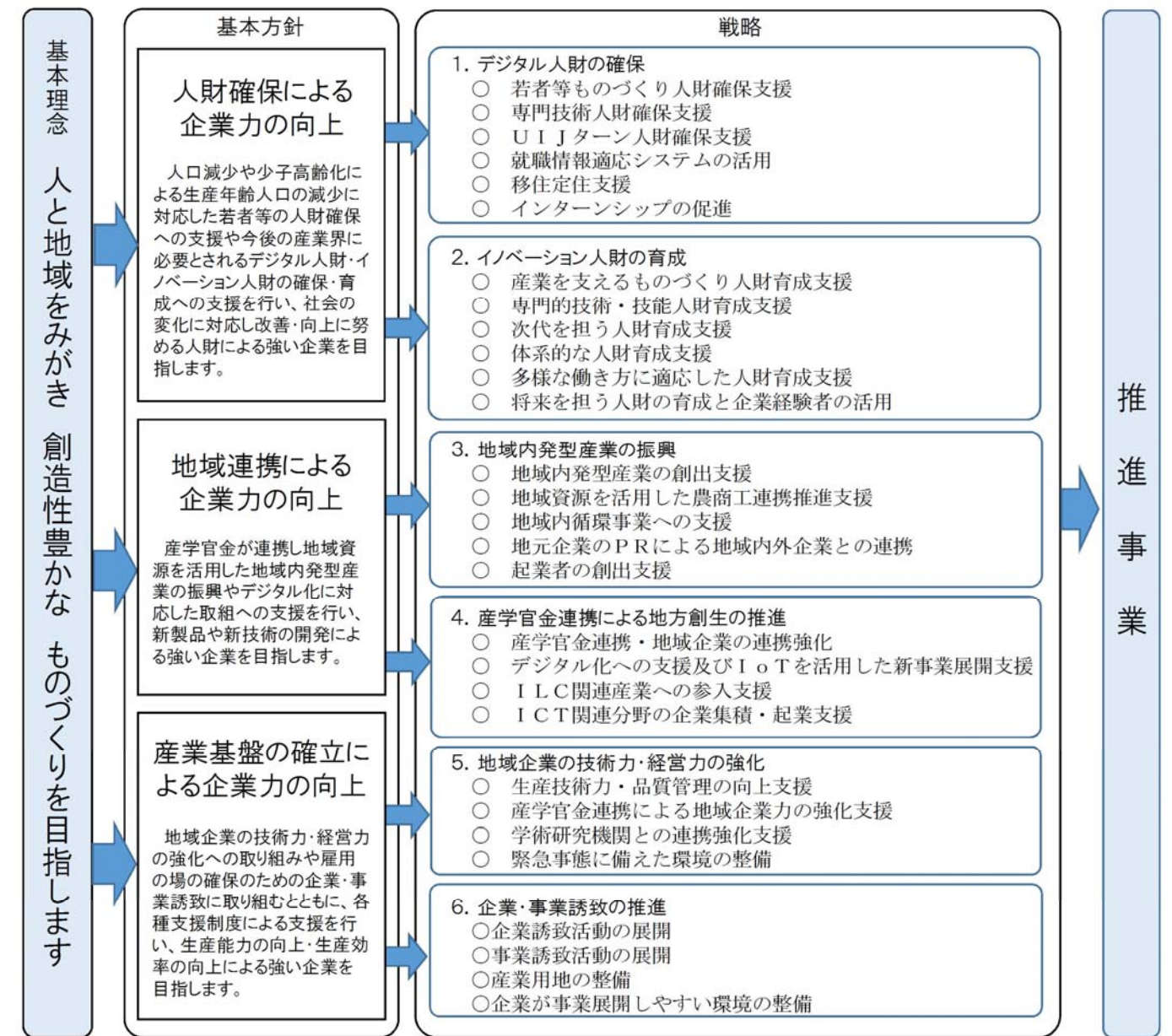
○人口減少による人財不足（体系的な人財育成、市内企業の魅力発信、多様な勤務体系の実現、U I J ターン支援など）

○情勢変化への対応（地域間競争に打ち勝つ優遇制度の充実、品質管理の強化、経営革新・事業拡大への取組支援など）

○技術力の向上や技術開発の促進（技術開発・共同研究の促進、支援体制の構築、企業間・産業間の連携促進など）

○成長分野への参入（I T企業の誘致、地理的優位性を生かした誘致活動、I T・インキュベーション活動支援など）

7 計画の体系



8 計画の指標

No.	指標	現状	目標（R8）	目標設定の考え方
1	従業者数（人）	10,796 （R元年度）	10,100	R元従業者数10,796人に一関市人口ビジョンで設定した将来展望シミュレーションによるR2に対するR7の生産年齢人口の割合（91.7%）を乗じ新規雇用者数200人を加えた10,100人を目指す。
2	新規高卒者の管内就職率（%）	47.4 （R3.4末現在）	55.0	R2年度実績47.4%の7.6%増を目指す。 ※総合計画のR7目標値55.0%
3	従業員1人当たりの粗付加価値額（万円）	765 （R元年度）	790	790万円を目指す。
4	誘致企業数（社） ※合併後累計	27 （R3.3末現在）	39	毎年2社の増を目指す。
5	新規雇用者数（誘致企業による）（人） ※計画期間内累計	582 （R3.3末現在）	200	H29～R3の誘致企業5社の平均20人に目標誘致企業数10社を乗じた200人を目指す。

9 推進事業

基本方針	戦略	推進事業		
人財確保による企業力の向上	デジタル人財の確保	【新規事業】	女性にやさしい職場環境整備事業費補助金、就職情報適応システム活用事業、「一関で働こう」就職ガイダンス開催事業、就職氷河期世代就労移行訓練事業、就職仲介システム活用支援事業費補助金、移住定住家賃補助金	
		【継続事業】	中東北就職ガイダンス開催事業、地域企業情報ガイダンス開催事業、中東北専門技術人材確保支援事業、ジョブカフェ関連運営事業、地域若者サポートステーション事業、新卒技術者地元定着促進対策事業、若者地元就業定着支援事業、企業見学会、若者等人材育成支援事業補助金、地域企業魅力発見事業、インターンシップ促進助成金、U I ターン希望者向け情報発信事業、移住支援補助金、移住者住宅取得補助金	
	イノベーション人財の育成	【新規事業】	I T人材育成プログラム事業	
		【継続事業】	次世代ものづくり人材育成事業、ものづくり産業振興事業、小・中・高等学校キャリア教育支援事業、女性活躍推進セミナー実施等事業、人材育成事業補助	
	地域連携による企業力の向上	地域内発型産業の振興	【新規事業】	オンライン展示会等出展支援事業費補助金
			【継続事業】	新製品・新技術開発補助事業、農商工連携・6次産業化への支援、地元企業の積極的なP R、相談・支援体制の整備、起業者の人材育成と支援、起業家経営安定化支援事業費補助金、農商工連携事業費補助金
産学官金連携による地方創生の推進		【新規事業】	SDG s セミナー開催事業、I C T 関連分野の企業集積・起業支援	
		【継続事業】	I T 活用セミナー開催事業、企業ネットワークセミナー開催事業、企業情報交換会開催事業、I L C 関連産業参入促進事業	
産業基盤の確立による企業力の向上	地域企業の技術力・経営力の強化	【継続事業】	地域企業経営強化支援事業、生産設備等投資促進補助金、市中小企業振興資金利子・保証料補給補助事業、岩手県南技術研究センターへの支援事業、B C P セミナー開催事業	
	企業・事業誘致の推進	【新規事業】	I T・ソフトウェア関連企業立地促進事業費補助金、地域未来投資促進法における基本計画の策定	
		【継続事業】	企業立地促進奨励事業、立地企業操業支援事業、企業誘致推進のための情報発信力の強化、新たな工業団地・貸し工場の整備検討、中東北の拠点都市形成に向けた各種環境の整備促進	

10 戦略の指標

戦略	指標	現状	目標 (R 8)
1. デジタル人財の確保	企業で若者等人材育成支援事業補助金を活用した新規採用者の数 (人)	74 (R 2年度)	110
	地域企業の新規雇用者数 (人)	331 (R 2年度)	330
2. イノベーション人財の育成	市が行う人材育成事業の受講者数 (人/年) ※総合計画指標	52 (R元年度)	60
3. 地域内発型産業の振興 4. 産学官金連携による地方創生の推進	新製品・新技術開発の件数 (件) ※合併後累計、総合計画指標	138 (R 2年度)	180
	SDG s の理念に沿った取り組みをしている企業数 (件)	—	150
5. 地域企業の技術力・経営力の強化	製造業の製造品出荷額 (億円) ※総合計画指標	1,884 (R元年度)	1,940
	岩手県南技術研究センター試験分析件数 (件) ※総合計画指標	1,117 (R 2年度)	1,100
	B C P 策定企業割合 (%) ※国土強靱化地域計画指標	20 (R 2年度)	30
6. 企業・事業誘致の推進	誘致企業数 (社) ※再掲	27 (R3.3 末現在)	39
	新規雇用者数 (誘致企業による) (人) ※再掲	582 (R3.3 末現在)	200

11 計画推進体系

基本理念：人と地域をみがき 創造性豊かなものづくりを目指します

